

(趣旨)

第1条 この訓令は、交通機動隊の運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 交通機動隊は、機動力及び集団力を用いて交通の指導取締りに従事するほか、交通事故の応急処理に当たることを主たる任務とする。

(勤務制)

第3条 交通機動隊員（以下「隊員」という。）の勤務制は、次のとおりとする。

(1) 隊本部の隊員（基地局勤務員を除く。）、中隊長、 の隊員並びに
 の隊員 毎日勤務

(2) 基地局勤務員及び各中隊の隊員（前号の隊員を除く。） 変則3部制勤務

2 変則3部制勤務の隊員は、第1部、第2部及び第3部に編成するものとする。

(勤務時間等)

第4条 変則3部制勤務の隊員の第1当務（日勤勤務）及び第2当務（1昼夜勤務）の勤務時間等は、次の表のとおりとする。

勤務日別	勤務開始時刻	勤務終了時刻	勤務時間	休憩時間
第1当務	午前9時	午後5時45分	7時間45分	1時間
第2当務	午前9時	翌日午前9時	15時間30分	8時間30分
備考 交通機動隊長（以下「隊長」という。）は、必要があるときは、第1当務の勤務開始時刻及び勤務終了時刻を変更することができる。				

(勤務時間割)

第5条 変則3部制勤務の隊員の勤務時間割は、隊長が定める。

2 隊長は、変則3部制勤務の隊員の勤務について前項の勤務時間割に基づき、交通実態に即した勤務例を定めるものとする。

3 隊長は、必要があると認めるときは、第2項の勤務例を変更して勤務させることができる。

(勤務計画)

第6条 隊長は、変則3部制勤務の隊員の勤務方法別の時間割、勤務重点、週休日等についておおむね1か月ごとに勤務計画を定めなければならない。ただし、事情の変化に応じて随時補正するものとする。

第7条 削除

(勤務交代)

第8条 変則3部制勤務の隊員の勤務交代は、原則として、隊本部又はそれぞれの勤務する分駐所において、前日の勤務員と当日の勤務員が面接して行い、車両、取締資器材その他の必要事項を引き継ぐものとする。

(事故事件等の引継ぎ)

第9条 交通機動隊で取り扱った事故事件等（交通違反事件を除く。）で、引き続き警察上の措置を要するものは、その発生又は検挙の場所を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

(応援要請等)

第10条 所属長は、交通事故の多発その他の理由により機動力又は集団力を用いて交通の指導取締り等を実施する必要があるときは、交通指導課長を通じて交通部長に対し、交通機動隊の応援を要請することができる。

2 前項の要請により応援派遣された隊員は、派遣を要請した署長等の指揮のもとに勤務を行うものとする。

(連絡協調)

第11条 隊長は、交通事態に即応した交通機動隊の運用を図るため、関係所属長との連絡協調に努めなければならない。

(教養訓練)

第12条 隊長は、安全かつ適正な交通の指導取締能力の向上を図るため、隊員に対し計画的に教養訓練を行わなければならない。

(車両等の整備)

第13条 隊長は、車両その他の装備品及び資器材を常に整備しておくものとする。

(交通取締用二輪車の運用)

第13条の2 交通取締用二輪車を用いた交通の指導取締りは、XXXXXXXXXXの間とする。ただし、交通部長の承認を得た場合は、この限りでない。

(報告)

第14条 隊長は、交通機動隊の毎月の活動状況を翌月10日までに交通指導課長を通じて交通部長に報告しなければならない。

(細部規定)

第15条 隊長は、交通部長の承認を得て、この訓令の施行について必要な細則を定めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和48年12月1日から施行する。

(附置機関内部組織規程の一部改正)

2 大阪府警察附置機関内部組織規程(昭和40年大阪府警察本部訓令第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(機動警察隊運営規程の一部改正)

3 機動警察隊運営規程(昭和44年大阪府警察本部訓令第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(昭和49年3月30日本部訓令第14号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年6月28日本部訓令第22号)

この訓令は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日本部訓令第13号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月28日本部訓令第10号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月26日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和57年4月4日から施行する。

附 則(昭和59年3月23日本部訓令第10号)

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月14日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年4月7日本部訓令第13号)

この訓令は、平成元年4月7日から施行する。

附 則(平成元年5月26日本部訓令第16号)

この訓令は、平成元年6月4日から施行する。

附 則(平成4年7月31日本部訓令第27号)

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則(平成7年3月31日本部訓令第14号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月16日本部訓令第9号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日本部訓令第9号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月31日本部訓令第29号）

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日本部訓令第6号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月24日本部訓令第17号）

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。